○確認対象身体障害者用車に係る事務処理要領の制定について

平成20年12月26日例規（交総）第125号

最近改正

令和５年３月24日例規（交総）第32号

この度、別記のとおり確認対象身体障害者用車に係る事務処理要領を制定し、平成21年１月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別　記

確認対象身体障害者用車に係る事務処理要領

１　趣旨

この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第１条の５第２項の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う確認対象身体障害者用車に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

２　定義

この要領において「確認対象身体障害者用車」とは、身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障害者用車のうち、原動機を用いるもので、かつ、規則第１条の５第１項第１号に定める車体の大きさの基準を超えるため、同条第２項の規定による署長の確認（以下「確認」という。）の対象となるものをいう。

３　確認の手続

(１)　市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から確認対象身体障害者用車の利用者の住所地を管轄する署長に対し、確認対象身体障害者用車の購入に要した費用を当該利用者に対して支給することを決定した旨を記載した書面の送付を受けた場合は、当該書面に記載され、又は添付された書面に記載された身体障害者用車の大きさ等を確認の上、当該市町村長に対し、確認証（別記様式第１号）を送付するものとする。

(２)　確認対象身体障害者用車の利用者等からの申請に基づく場合の確認

ア　申請の手続等

確認対象身体障害者用車の利用者又は利用者から手続の依頼を受けた者（以下「利用者等」という。）から、確認の申請があった場合は、確認申請書（別記様式第２号）の提出を求めるものとする。

イ　審査の方法

前記アの申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用車を用いることがやむを得ないことについて、利用者及び申請に係る身体障害者用車を直接調査した上、確認の要否を判断するものとする。

なお、確認申請書に次の書類が添付されているときは、利用者及び申請に係る身体障害者用車を直接調査することに代えて、これらの書類を書面審査することにより確認の要否を判断することができる。

（ア）　利用者の身体の状態により、申請に係る大きさの身体障害者用車を用いることがやむを得ないことを疎明する書類。ただし、医師等身体の状態を判断することができる者が作成したものに限る。

（イ）　申請に係る身体障害者用車を製作し、又は販売する者が作成した当該身体障害者用車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書類

ウ　確認証の交付

確認を行ったときは、利用者等に対し、確認証を交付するものとする。

４　確認証の携帯等の指導

前記３により確認証の送付又は交付を行う場合は、次の事項を指導するものとする。

(１)　確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用車を道路において利用する場合は、確認証を携帯すること。

(２)　確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を署長に返納すること。

５　確認証発行簿の備付け

所属に確認証発行簿（別記様式第３号）を備え付け、確認書の送付又は交付の経過を明らかにしておくものとする。